

## 盛岡市宿泊税導入に係る周知・理解促進業務委託仕様書

### 1 業務名

盛岡市宿泊税導入に係る周知・理解促進業務委託

### 2 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

ただし、4(1)～(3)については、令和8年5月中旬を納期とする。

### 3 目的

本市は、観光資源の魅力の向上、国内外の人々の来訪および交流の促進その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、令和8年10月以降に宿泊税を課する予定である。

宿泊税は、宿泊施設の経営者に宿泊客から税を徴収していただき、本市に申告納入していただく特別徴収制度であることから、その円滑な導入にあたり、宿泊客、事業者及び市民に対し、制度の周知や導入の意義に係る理解の醸成を図っていく必要があるほか、納税が将来の魅力的な盛岡へつながることを想起させるなど、シティプロモーションの要素も含めた戦略的な情報提供を行っていく必要がある。そこで公募型プロポーザル方式により、宿泊税制度の周知業務を担う受託候補者を選定するものである。

### 4 業務内容

#### (1) 広報物の制作（デザイン・版下製作・印刷）

宿泊税の周知および円滑な納付を目的として、以下の広報物を制作する。

なお、納品先はすべて盛岡市役所財政部市民税課とする。

#### ア ポスター

制度の周知のため宿泊施設のほか、鉄道駅、バスセンター等に設置するもの

規格仕様：A2、コート紙、135kg、4c/0c

B1、コート紙、135kg、4c/0c

デザイン：1種類以上

言語：日本語、英語を併記

部数：A2 700枚、B1 20枚

#### イ チラシ

宿泊施設、観光案内所等において制度の説明に使用するため配架するもの

規格仕様：A4、マットコート紙、90kg、4c/4c

デザイン：1種類以上

言語：日本語、英語、中国語（繁体字・簡体字）、タイ語、韓国語を併記

部数：26,000枚

#### ウ リーフレット

宿泊施設、観光案内所等において制度の説明に使用するため配架するもの

規格仕様：A4、マットコート紙、110kg、4c/4c、巻三つ折り

デザイン：1種類以上

言語：日本語、英語、中国語（繁体字・簡体字）、タイ語、韓国語を併記

部数：16,000枚

三つ折りの状態で納品すること

#### エ 卓上三角 POP

宿泊施設において制度の周知のためカウンター等に設置するもの

規格仕様：差し込み型又は両面テープ加工、A4

デザイン：1種類以上

言語：日本語、英語、中国語（繁体字・簡体字）、タイ語、韓国語を併記

部数：1,000枚

組み立て前の状態で納品すること

#### (2) ホームページ用バナーの作成（デザイン・データ作成）

宿泊施設のホームページ等において、市ホームページの宿泊税説明ページへの入口として使用するもの。

デザイン：1種類以上

#### (3) PR動画の制作

SNSでの配信、サイネージ広告等で宿泊税を効果的に周知するため使用するもの。

縦：30秒、15秒　横：30秒、15秒の計4パターン

#### (4) 周知・理解促進事業の実施

上記(1)～(3)で作成又は新たに制作した広報物等を用い、公共交通機関や観光施設等の観光客が集中する場所への掲示や、SNS広告の実施など、効果的な周知・理解促進事業を提案により行うこと。

#### (5) 留意点

- ア 具体的な実施内容（仕様）は、受託者の提案を基に本市と協議し、契約時に確定することとする。提案された内容全てにおいて、実施することを確約するものではない。
- イ (1)～(3)の広報物の制作は必須項目とする。(1)～(3)以外の新たな広報物等を周知活動に使用する場合は(4)において提案すること。
- ウ (4)周知・理解促進事業の実施については(4)記載の例に限らず、宿泊者の理解が得られるような企画提案者の特性を生かした、新たな周知・理解促進事業を積極的かつ自由に提案することを推奨する（特産品の配布などのおもてなし施策、キャンペーンの実施等）。
- エ 新たな広報物等の作成や周知活動に追加費用が掛かる場合は、当該費用も契約金額に含めるものとするため、見積金額に含めること。
- オ 制作する広報物等には、観光客やビジネス客にとって有益な企業広告等の掲載が可能である。広告掲載によって得られる収益等の一部を活用した、より効果的な周知施策の実施や委託料の削減等について提案することも可能とする。
- カ 広報物等の作成において、盛岡市ホームページ（広報ID：1039233）にて提供している盛岡ブランドプロモーション素材を使用することも可能とする。（使用には申請が必要。）

### 5 特記事項

- (1) 作成した広報物については加工可能な形式で版下データを電子媒体で提出すること。なお、電子データの形式については、事前に本市と協議の上、承認を得ること。
- (2) 広報物については外国語言語の翻訳、監修が行われた状態で印刷、納品すること。
- (3) デザイン料、印刷費、広告料、翻訳料、監修料など、本業務に係る一切の経費は、全て委託料に含むものとする。
- (4) 受託者は、本仕様書に記載の各業務の進行過程を含む納品までのスケジュール等を明らかにした業務実施計画書を作成し、委託者の承認を得ること。また、スケジュールに沿って、遅延なく業務を進めること。
- (5) 受託者は、業務が完了したときは、速やかに委託者に対して報告書を提出すること。
- (6) 本仕様書及び契約書に定めのない事項及びは委託者と受託者間において疑義の生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

(7) 受託者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任を負う。

## 6 再委託

本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

※委託者との協議により、委託者が本業務の一部について委託することを承諾した場合はこの限りではない。なお、再委託先の行為については、受託者が全ての責任を負うものとする。

## 7 著作権

- (1) 本件委託により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）の全部は、委託者に譲渡すること。
- (2) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 上記(1)～(3)の規定は、第6項により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) 著作権譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- (7) 著作権譲渡の効果は、成果物が納入された時点で発生するものとする。
- (8) 受託者は譲渡する著作物が第三者の著作権、その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。
- (9) 成果物に対し第三者から著作権侵害の主張があった場合には、受託者が自己の費用と責任においてこれを解決し、盛岡市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

## 8 個人情報

受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。

## 9 応募及び問い合わせ先

岩手県盛岡市内丸12番2号

盛岡市財政部市民税課市民税第三係 担当 千葉

電話：019-613-8498

E-mail : siminzei@city.morioka.iwate.jp